

再び、森鷗外「護持院原の敵討」に就いて

——藤岡屋日記の紹介——

Again on “Revenge at Gojiinhara” of Ohgai Mori
——An Introduction of Fujiokaya Diary——

伊 藤 發 子

Hatsuko Ito

(1983年11月30日 受理)

〔一〕

尾形働著「鷗外の歴史小説」(昭和54年12月初版 筑摩書房)は鷗外の歴史小説中、「興津弥五右衛門の遺書」「阿部一族」「佐橋甚五郎」「護持院原の敵討」「大塩平八郎」「堺事件」「魚玄機」を取り上げ、作品の史料拠所の考証から新しい解釈を加えた労作である。就中「護持院原の敵討」に最も力点が置かれ、新しく発見された「山本復讐記」を紹介され、巻末にはその全文が掲載されている。この論文は、同氏が『国語と国文学』(昭和40年6月東京大学国語国文学会発行)に掲載された「鷗外『護持院原の敵討』の一考察」を先行論文とするものである。氏が新史料「山本復讐記」を鷗外が参考にしたものと断定されるに当たっては、当然のことながら、従来の説を批判あるいは否定しておられる。その批判の対象になっているのが、私の旧小論 山崎発子『「護持院原の敵討」に就いて』(昭和32年6月『文学・語学』第四号 三省堂発行 全国大学国語国文学会編 私註：山崎発子は伊藤発子の旧姓)である。その部分を引用すると

……これらは、しかし、山本事件が当時世間の視聴を集めたことを物語る証拠ではあっても、鷗外の「護持院原の敵討」述作の典拠と見做すことはできない。十余通に及ぶ事件関係を収録し、記述最も詳細を極める「天保風説見聞秘録」の記事といえども、なお最初の父山本三右衛門殺害事件の詳細や、敵探索の足どり、敵発見の契機等について、鷗外の作品内容を蔽うに足るだけの満足すべき史料的事実を提供していないからである。鷗外の所拠史料については、永井荷風は瓦板、西尾実氏は山内候爵家記録によるかと言ひ、山崎発子氏は狩

野亨吉博士旧蔵の『藤岡屋日記』の名をあげるが、いずれも模倣の域を出ない。(中略)

これ(氏の挙げる「山本復讐記」私註)は『見聞秘録』や『異聞雑稿』『巷街贅説』式の単なる手控えではなく、実説にもとづく読物——いわゆる実録物風に書かれたものであるらしいことがわかる。しかし敵討の発端からその結末・事後処理に至るその克明な叙述は、多少の文章のアヤは別として、出所の確実な史料にもとづいて綴られたものであることをうなずかしめずにはおかない。——従来の出典研究の中で最も詳細な山崎発子氏の『「護持院原の敵討」に就いて』(『文学・語学』昭和三二・六)で、「藤岡屋日記」との比較のもとに所拠未詳とされた部分もことごとくこの書の中に含まれていて、本書が鷗外の藍本とされたものであることは疑う余地がない。——ただ、この書は、何人が、いつ、いかなる出所よりそれらの史料を得て綴ったものであるかを明らかにすべき奥書・識語のたぐいをまったく欠いている。

然して氏は東大鷗外文庫所蔵「山本復讐記」を紹介されたが、その後の「護持院原の敵討」研究は氏の説を基盤として論ぜられている。例えば山崎一穎氏の「森鷗外歴史小説研究」(昭和56年10月桜楓社)、蒲生芳郎氏の「鷗外の歴史小説 その明暗の構造——『護持院原の敵討』をめぐって——」(昭和52年1月『文学』岩波書店)

鷗外の歴史小説研究にとって史料出拠の解明が基礎であり出発点であることは、鷗外自身「歴史其儘と歴史離れ」で述べており、いわば常識であるが、尾形氏はさらにその点に関して、鷗外の「古今孝子録」に付けた序文を引用し、鷗外の「歴史其儘」の

語義は

史実をそのまま復元することは不可能であるにしても、できるだけ正しい史料によること、それが手続きの第一要件だというわけである。

と説明し、鷗外はその正しい史料を、曾我物語の場合には「真字本」であるとし、「今一層真名本に接近するよう修正して貰へば好い」と言っていると述べておられる。私の旧小論では史料として鷗外文庫中「近世風俗見聞集」所載「天弘録」、「古事類苑」の「山本復讐」の項（続視聴草三集四）及び「藤岡屋日記」の三つを挙げ、三者を比較した。三者の間には記録の上でも異同があり、特に前二者の記述は極めて簡潔である。鷗外所有の天弘録の記録は旧拙稿で紹介したが再び参考のために引用すると、次の如くである。

天保四己年十二月二十六日朝兄三右衛門儀、雅楽頭金部屋泊番の節、表小使亀藏と申者、為手疵負逃去、行衛相尋打取申渡段、主人本多意気揚より雅楽頭へ相願、同五年午年二月二十六日大久保加賀守殿へ雅楽頭より御届申達候、上願の通被申附他国いたし候、其後所々相尋候処昨十三日七ツ時頃両国辺にて見掛候ニ付参り神田橋御門外に於て相糺候処右三右衛門へ為手負候亀藏と申者ニ相違無之趣に候間、りよ儀酒井亀之進様に罷在候ニ付供の者文吉を以て呼に遣し、夫迄不取逃様繩掛置りよ参候上にて相果させ申候尤もりよ始終仕留候間留めは私仕候（九郎右衛門口上書）

とあり、更に酒井家からの報告書も同様の記述の後宇平の脱落について

尤も宇平儀は他国いたし居合不申候由にて御座候

と付たしてある。続視聴草の記事もこれと殆ど同じである。

これだけの記録から歴史小説を創作することは可能であろう。しかし鷗外は『『自然』を尊重する念』から、他に史料を求めたと考えられる。しかし森潤三郎氏はその著「鷗外森林太郎」において、他の歴史小説の史料は大体挙げておられるが、この作は「兄は何に拠って書いたか知らぬ」と述べておられ

る。そこで旧拙稿を書いた時点で私は鷗外文庫の中の山本復讐記に気付かず、鷗外文庫以外に史料を求めて、都政資料館の鷹見安二郎氏の御示唆により東京市史稿市街編三十八所収藤岡屋日記に遭遇した。藤岡屋日記とは江戸末期に藤岡屋という屋号の本屋の主人らしい人が、役人と交渉があったらしく、当時の著名な事件、幕府内の出来事等についての公文書またはその写しをその筋から借りて写しとり、また三面記事的なもの、落書まで小まめに書き取った日記体の記録である。現代ならさしずめ新聞記事のスクラップである。記載は文化元年から慶応四年までである。護持院原の敵討について言えば、二つの史料がある。一は天保六年（1835）七月十四日行われた山本りよ、九郎右衛門が、父、兄に当たる山本之右衛門の敵亀藏を討ったもの、今一つは十一年あとの弘化三年（1846）八月六日熊谷伝十郎、小松典膳が父、伯父と師に当たる熊谷伝兵衛、伝之丞の敵本庄辰輔こと茂平次を討ったものである。茂平次は鳥居甲斐守の家来で甲斐守を援けて権策を弄し、弘化二年甲斐守疑獄事件で共に罰せられる者である。両者とも広大な護持院原の二番原で行われた。

しかし一般に護持院原の敵討として人口に膾炙していたのは後者の「熊谷の神田一ッ橋御門外護持院原の敵討」であった。この敵討は忠臣蔵と並ぶ当たり狂言として芝居に仕組まれたが、単なる親の敵討というだけでなく、政治腐敗を暴くストーリーが庶民の喝采を呼んだのであろう。福地桜痴は明治三十二年二月歌舞伎座新狂言筋書として「敵討護持院原」（『新小説』第四年第二巻臨時増刊号）に熊谷の敵討を脚色している。これには山本りよに相当するお金19歳、他の女性としておとせも登場させ、戯作の流れをくむ複雑なストーリーに仕立てている。

鷗外の扱った前者は一般に女敵討と称されていたものである。藤岡屋日記にはこの両者とも克明に記録している。藤岡屋日記は公文書の写しらしきものを列挙したあと「覚」として全体の経過をかなり客観的に叙述している。この覚書の記述が公文書の一部であるのか、藤岡屋自身の記述であるのか、断定はできないが、末尾に

右敵討落着終

天保六乙未年閏七月

藤岡屋日記

の奥書がある。恐らく「覚」は藤岡屋自身の記述で

あろう。但し私情に溺れず、冗長に流れず、事件の全容を簡潔にして十分に伝えているところ、この藤岡屋という人物はジャーナリストであれば秀れた資質をもっていたと思われる。

この藤岡屋日記の原本は狩野亨吉博士の所有であったのが東大図書館の所収となり、関東大震災で焼失。写本一本だけが現存し、現在都政資料館の所有である。もし生前鷗外が狩野亨吉から借覧することがあれば、勿論日記書簡などに書かれている筈であるが、それらは見当たらない。故に藤岡屋日記を鷗外が見たという可能性は薄いと言わざるを得ない。むしろ前掲の山本復讐記と、鷗外の作品と、藤岡屋日記の三者をつき合わせてみれば、たしかに鷗外は藤岡屋日記を見ず、山本復讐記を参考にしただろうと考える。

では鷗外がもし藤岡屋日記を見ていたらどうだったろうか。これは無意味な仮説かも知れない。が資料の正浩を常に求めた鷗外ならば、必ずや藤岡屋日記の記述を山本復讐記よりも重視した、更に作品の主題と深く関わる宇平の人間像、ひいては九郎右衛門、りよの人間形成も別の形に創られたかも知れないと思うのである。

従来「護持院原の敵討」は宇平の生き方を主題とするテーマ小説であるとされてきたが、事実、作中人物の誰よりも作者は宇平の描写に力点をおいている。例えばりよ及び九郎右衛門については、

りよは十人並の容貌で、筋肉の引き締った小女
沈着で口数をきかぬ、筋骨逞しい叔父

とあるだけである。それに較べて宇平については、

評議の席で一番熱心に復讐がしたいと言ひ続けて
成功を急いで気を苛立った

色の蒼い、瘦せた、骨細の若者ではあるが、病身
ではない。

(旅の途次、文吉に暇を出そうとした時)涙は頬
を伝って流れてゐた。

不断から機嫌の変り易い宇平が、病後に際立って
精神の変調を呈して来た

宇平は常はおとなしい性である。それにどこか世
馴れぬぼんやりした所があるので、九郎右衛門は
若殿と綽名を付けてゐた。

併し此若者は柔い若葉の風に靡くやうに、何事にも
強く感動する。そんな時には常蒼い顔に紅が潮

して来て、別人のやうに能辯になる。それが過ぎると
反動が来、沈鬱になって頭を低れ手を拱いて黙ってゐる。

このように多感で線の細い性格に創られた宇平は
常日頃でも外的刺戟に弱く、三人共病に倒れた時は、
異常にいら立ち、「わざわざ人に挑んで詞尻を取って、
怒の動作を作」ったり、「それをあらはに発動させずに、
口小言を言つて拗ね」たりしたのち

わたしは晴れがましい敵討をしようと思ひません
わたしの勝手にしようかと思つています

と言つて「これ切りみなく」なつたのである。これに
相当する部分を山本復讐記で見れば、三人が続いて「
風邪に臥し」、殊に九郎右衛門は「陰病傷寒ニ而六ヶ
敷申聞候聞、兩人とも且つ歎き、諸々の神仏ニ祈願し、
姫路・江戸なる親類にも飛札を出」すほどであった。
が「天道誠を捨ざらん、医師も見直し漸此世の人となりぬ」。
その後宇平は叔父に、一人で高野山を探すと言ひ

三人一所に居らんより、某は一先本国と承る紀州に
赴き、猶高野山は隠れ所と聞ば此を尋、且又坊主ニ成
候而は、かしこに忍び可_レ申、とても十日や廿日之内御
首途は覚束なく存じ候

と申し出る。叔父は三人同道せよと説得するが、

宇平はたゞ黙然として詞なく、其夜は各休ミけり。
翌日宇平ハ家来文吉に、思ひ詰めたる_レ復_レあれば、
我は是より紀の国へ罷越候間、叔父_正は此由よき様に
申すべし、と止て留らぬ首途に、文吉是非なく受合て、
無_レ程跡より可_レ参、相待玉へ、約をなし、終に別れて
出行きぬ。九郎右衛門、其夜宇平の帰らねば、如何
之事と身を案じ、文吉にあたり近所知る人の方を探
すべしと、寐ても寐られず催促に、文吉是非なく、
宇平の申せし事ども語りければ、大きに驚き、且あ
きれ、此程我等申せしを止しゆへ、若気の至り、今
さら申も愚かなり、われも無_レ程出立し、紀州・泉
州探らんと、兼て思ひし事なれば、近日ニ追付可_レ
申、と心を諫て居りぬ。

そこで「玉造に豊空稻荷俗に線香焼稲荷といふ不思議に靈現の

有けるよし、文吉聞出し「稲荷の示現」で敵は「東国繁花の地」に「春より居ぬ」とあり、重ねて親戚よりの手紙で「尋る敵亀藏は爰許にて見懸しものあり」と知らせて来たので、

且つ歎、且驚き、唯今稲荷の示現を空事と申せし事之愚なりと、九郎右衛門唯いなりへ佗て禮拜し、文吉はしたり顔にて小踊りし、直に佗やら禮拜やら、名代兼て玉造へと急ぎ行、此上の冥助を祈り……斯る時節に主とならん宇平(の)心当の所々は不_レ残尋ね候得共不_二相知_一……飛鳥跡を濁さじと、弱き心をはげまして、猶又懇意の某へ、宇平の事迄委細に頼ミ、六月廿八日夜、そこそこ暇乞して、未病後の足腰弱く、杖にすがりて、伏見船にぞ乗合ぬ。

とある。これに相当する部分を藤岡屋日記「覚」から引用すると、

紀州差て罷越高野山近辺にて暫く逗留致して所々相尋候へ共一向に相分り不申候ニ付、大阪へ出所所相尋夫より四国へ渡り夫より四国中国辺相尋候内、九郎右衛門病氣にて歩行相成兼候ニ付、大阪へ罷出逗留致し候内に九郎右衛門少々快氣有之候間、宇平儀ハ共ニ足を留候ても無益之事ニ候間、家来一人付置大阪出立致し候、其後宇平一向ニ便り無之九郎右衛門儀追々快氣之趣相歎罷在候處へ風と何方より差越候哉江戸表より手紙到来、兼て病氣付候と、江戸親類共へ大阪逗留之趣を申遣置候へは、宿へ差て手紙到来致し候 早速披見を候 処敵亀藏江戸之内ニ罷在候由風聞有之候間早々相下り候様可致旨申越候 然に宇平何方を相廻り居候哉相知不申、何日頃帰可申哉帰之程も不知相待候事も不相成候ニ付江戸表より手紙にて申越趣を書状に認め所々心当り之処へ差出置六月下旬(天保六年)に大阪を出立致し病後故ニ道不果漸当七月十一日(天保六年)ニ江戸へ着致し……

とある。この部分に関しては、藤岡屋日記と、鷗外「護持院原」及び山本復讐記との間に大きな異同があるが、最大の異同は宇平の「出奔」問題である。

(1) 山本復讐記では宇平への不満が伯父九郎右衛門から語られ、鷗外は宇平を懐疑的青年として創造する。山本復讐記では、一人で「紀ノ道」の探索に出ようとする宇平に叔父は反対するが、宇平は

文吉だけに本心を明かして出発する。叔父はのちに「宇平の申せし事ども」聞いて「大きに驚き、且つあきれ」「若気の至り、今さら申すも愚なり、われも無_レ程出立し、紀州・泉州探らんと、兼ねて思ひし事なれば、近日ニ追付可_レ申、と心を諫めて居りぬ」とある。つまり宇平の「申せし事」は、鷗外が描いたような人格や人生観にかかわる深刻な問題ではなく、宇平が先走って功を急いだだけであり、「若気の至り」に過ぎない、とされている。ただ引率者の命に従わぬ、秩序を乱す不埒な青年として描かれているのである。

しかし藤岡屋日記では、宇平は叔父と対立しているのではない。伯父が病氣になったために文吉を看病において宇平一人が敵さがしに出て行ったのであり、これは伯父も了承の上と思われる。但しその間一度も便りを寄越さず、つまり伯父の安否を気遣うこともしなかった宇平に対して、伯父はいい気持はしなかったであろうと推察される。

(2) 藤岡屋日記には、神仏の加護、お稲荷さんのお告げという記事は全くない。しかし鷗外は、伯父と宇平との対立の端緒が、「神仏の加護」があるかどうか談ずるところからはじまるとし、「口角に微かな、嘲るやうな微笑が閃いた」宇平が、「をじさん、あなたは神や仏が本当に助けてくれるものだと思ってるますか」と言い、九郎右衛門を「おこらせ」る、としている。この部分が作品のクライマックスである。また山本復讐記では伯父甥の議論は欠いているが、「稲荷の示現」を強調する。

(3) 藤岡屋日記では宇平は「出奔」したのではない。宇平は伯父の病の間一人で敵さがしをし、適当な時期に大阪へ帰ってきて、伯父が本復すればまた三人で出立する予定だったのである。また伯父の病も、山本復讐記や鷗外のように生死をさまよう程でもなく、また宇平と文吉は全く病になど罹っていない。大阪から四国へ渡ったのち伯父が歩行困難に陥ったので、再び大阪へ戻って伯父を養生させ、「少々快氣有之候間」即ち快方に向かったので、家来文吉は伯父の病後の養生のために置いておき、一人で敵さがしに出かけたのである。宇平としては、怪しからん行動だと非難されるのはさぞかし心外であろう。しかし一人になった宇平が便りもしなかったという点には、さまざまな解釈がなされよう。但し、便りをしなかった期間については、藤岡屋では全く触れず、山本復讐記では、五月中旬以降六月廿八日まで、約一ヶ月であ

る。なぜなら、「山本」では「弥生之初」に宇平がまず「風邪麻疹に打臥」、次いで文吉も「風邪に臥し」、最後に伯父が「五月初」より風邪から「陰病傷寒」となって生死の境をさまよう。ようやく「肥立つ斗りに」まで恢復してのち宇平は「出奔」するのである。宇平の出奔は五月廿日より早いとは思われない。旅の空であるから、一ヶ月くらい便りをしないこともあろう。ただ、別れても常に連絡をとるべき事態におりながら伯父を無視したことは、人間として不誠実であるかも知れない。が、敵討を空しいものと批判する行為とは言えず、むしろ功をあせった抜け駆けとも解釈できる。

(二)

しかし何と言っても藤岡屋日記と山本復讐記の異同の焦点は、藤岡屋日記には敵討のあった月に宇平が江戸に帰ってきたこと、宇平がお上から隠居を命ぜられ、家督相続は許されず、姉りよに養子を迎えよ、という厳しい処分を受ける記事があり、山本復讐記及び鷗外の作品にはそれが脱落していることである。

山崎一穎氏は、「しかし、あの宇平はどうなってしまったのか。鷗外はそれをどう考えているのだろうか」と誰しも抱く疑問を提出され、蒲生芳郎氏は宇平を「出奔」と決定しておられる（敦れも前掲書）。

しかし、鷗外は宇平をして敵討のむなしさを感じさせてはいるが、敵討の内実を正面から批判させてはいない。宇平の造型を途中で止めてしまった所に鷗外の秩序意識が働いている。

と結論づけておられる。即ち宇平が大阪で行衛不明になったと設定してこそ、鷗外の描いた宇平像が生きてくる。藤岡屋日記と山本復讐記に収録されている公文書の写しは、かなり異同があるが、山本にはなくて藤岡屋にはあるもののうちで、宇平にその後の動静を記したものがあつた。その部分を引用すると

尤宇平儀他国致し居合不申候由ニ御座候
（後述の藤岡屋日記史料(2)参照）

更に、敵討ののち、りよ、九郎右衛門、文吉への褒賞の記事があり、りよは婿養子を迎えて家督相続せよ、「拾四人扶持」を与える、「中奥へ罷出」よと破格の待遇を受ける。九郎右衛門は意気揚の「家来上

席に申付」られ「高百石」と目ざましい大栄進であり、文吉は仲間から従士に、つまり平民から士族に身分が上るといふ面目を施された（史料(12)参照）。しかるに宇平には同じ史料には

山本宇平

右当月木曾路より立帰り候處ニ何之御沙汰も無之何れ隠居仕候由ニ御座候

とある。これは敵討の直後、父三右衛門の主酒井雅楽守邸で申渡されたのであり、この時宇平も同席して、この残酷とも言える廃嫡処分を申渡されたのである。武家の嫡男として生まれた者に対して、切腹につぐ厳しい処分である。もしこの史料を鷗外が知っていたら、宇平を「出奔」させたまま、放置したであろうか。そしてまた、山本復讐記ではこの事実に関し全く触れていないのはなぜであろうか。これらの検討は後日に譲るとして、大方の御参考までに、藤岡屋日記全文を以下ご紹介する。

(三)

私註として史料の記載順に番号を付しておく。

藤岡屋日記

東京市史稿 市街篇三十八

天保六未年七月十三日夜於 三 神田橋御門外明地六
酒井雅楽頭家来敵討之一件

(1) 天保五午後二月廿六日御用番大久保加賀守殿○
忠 江 御届け

酒井雅楽頭家来三右衛門実子

山 本 宇 平

午二十

右同人娘

利 代

同廿二

同人家来本多意気揚家来

実三右衛門弟

山本九郎右衛門

同四十五

右之者父并三右衛門義、去己○天保二月廿六日朝六
四年
時過、金部屋泊番にて罷在候處、小使之者之由役所
入口へ相越、手紙を持参致候旨申聞候ニ付手紙請取
披見致居候處後より刀拔候而切懸候處、手負ながら

追懸出候内、何方へ逃去候哉見失ひ、三右衛門儀は深手にて翌廿七日○天保四年十二月 曉相果申候 右死骸検死を受候上、取置申候。尤変事之節、表小使亀藏与申者、表門より逃去候、嚴敷尋申候得共、心当り之義も無_レ之、全右亀藏と申者、三右衛門相果候上、金子等盗取可_レ申心鉢にて之仕業ニ可_レ有_レ之哉ニ付、領分は勿論御府内并何国迄も亀藏行衛相尋、見当り次第相糺候上、證人を取、打果し、其所之役人に相断可_レ申旨申渡候。御帳ニ被_二附置_一候様致し度此段以_二使者_一申達候

以上

酒井雅楽頭

午○天保五年 二月廿六日

(2) 右は拙者家来山本三右衛門江去々年○天保四年十二月廿六日朝為手負逃出候表小使亀藏と申者行衛相尋見当り次第父兄之仇打果候段、前書之者願出候ニ付去午年○天保五年 二月廿六日御用番大久保加賀守殿○忠貞申達候處、右亀藏義、今曉於神田橋御門外二里よ并に九郎右衛門兩人ニ而打果候段申出候ニ付、本多伊豫守頭取組合辻番所に留置候旨、遠藤但馬守家来より申越候ニ付、早速家来之者差遣、相尋させ候處相違無御座候。尤宇平儀他国致し居合不申候由ニ御座候。此段申達候

以上

酒井雅楽頭

七月十四日○天保六年

{ 註：「近世風俗」では署名は酒井雅楽頭家来
庄野慈父右衛門となる }

(3) 口書写

神田橋御門外頭取本多伊豫守月番西丸御小納戸殿吉之丞組合辻番廻り場之内ニ相果候中間鉢の男并ニ同處辻番所入置候酒井雅楽頭家来山本三右衛門娘里よ同本多意気揚家来山本九郎右衛門并文吉

見分書

疑敷儀も相聞不_レ申候得共一通御尋候様町奉行江御渡之可然哉_二奉存候

七月十四日

御目付

野々山弾右衛門

(4) 神田橋御門外頭取本多伊豫守月番西御小納戸殿吉之丞組合辻番廻り場之内ニ相果候中間鉢の男身分仕候處年頃廿三歳位ニ相見へ背中左り之方一寸程突疵一ヶ所疵口膝上り深サ相知不申候 襟切疵一ヶ處

長サ三寸程深サ二寸程同所下之方ニ長サ壹寸五分程深サ六分程左り耳之脇ニ長サ一寸程深サ六分程左りの肩より乳へ懸壹尺程切疵深サ四寸程同所股肩ニ長二寸程深サ一寸程切疵一ヶ處咽ニ突疵一ヶ處長三寸程深サ三寸程都合處所七ヶ所有之候 衣類中形木綿單物着之茶色縞博多古帯有之候側ニ浅黄木綿手拭有之其外存事之品も無御座候

一 右敵之由にて討留候酒井雅楽頭家来山本三右衛門娘里よ見分仕候處年廿四才ニ罷成衣類木綿中形之單物着黒縞子帯有之候

一 酒井雅楽頭家来本多意気揚家来山本九郎右衛門年四十六才ニ罷成衣類花色木綿單物着之麻紺かすり入羽織着之茶小倉帯有之候懷中物飛色ごろふくれん鼻紙入上袋巖木綿十手早繩等取持仕候 同人召仕文吉年四十三才ニ罷成候衣類花色木綿單物着御納戸小倉帯有之候懷中物無之十手早繩取持仕候

右三人共身之内疵所無御座候

一 取持の脇差拵物付別紙差上申候

一 酒井雅楽頭家来庄野慈父右衛門

山本三右衛門娘里よ本多意気揚家来山本九郎右衛門等同人召仕文吉月番西丸御小納戸殿吉之丞家来玉木勝三郎組合辻番人九番組人宿治三郎五人組之様子相尋別紙口上書右之通相替儀無御座候。

御徒目付

永井亀次郎

久保栄次郎

未七月十四日

右敵討打候三人之者酒井雅楽頭家来に入念預け置亀藏死体共追々御差置有之候迄入念番人付置可申候月番西丸御小納戸殿吉之丞家来玉木勝三郎へ申渡候

(5) 覚

里よ所持之脇差左之通り

一 身無銘焼大乱長サ壹尺六寸但のり付有之

一 柄糸黒

一 鮫白

一 目貫布袋色絵

一 縁真鍮苔船ニ旭色絵

一 頭角巻かけ

一 切羽金焼付ケ

一 鉦金焼付け

一 鐙松葉すかし

一 鴨目金焼付け

一 下緒茶

山本九郎右衛門帶有之候刀左之通り

一 身銘・助光焼直刃長二尺三寸五分但裏表奉樋二筋宛のり付有之

一 柄糸黒

一 鮫白

一 目貫龍金焼付け

一 縁赤銅雲稲妻彫

一 頭角卷懸ヶ

一 切羽金着せ

一 鋸一重金着せ

一 鏝鉄丸藤芦之彫

一 鵜目金焼付

一 鞘蠟色

一 下緒黒繁折

同人脇差左之通

一 身無銘平作焼小乱長一尺二寸但裏表樋一筋差裏二筋樋有之

一 柄糸茶

一 鮫白

一 目貫馬金着せ

一 縁銀四分一

一 頭銀四分一

一 切羽金焼付ヶ

一 鋸金焼付ヶ組二重にて下ハ赤銅

一 鵜目無之

一 鏝鉄丸藤芦之彫

一 鞘蠟色う禰り

一 下緒黒繁折

文吉所持之脇差之通

一 身無銘長サ壹尺三寸

一 柄糸黒

一 鮫白

一 目貫赤銅花兜色絵

一 縁真鍮萩二月片切彫

一 頭角卷懸ヶ

一 切羽金焼付

一 鵜目真鍮

一 鞘湯脇

一 下緒御納戸

右之通ニ御座候

未七月十五日

御徒目付

永井亀次郎

久保田栄次郎

(6) 酒井雅楽頭家来

山本三右衛門 娘

里よ

口上書

天保四己年十二月廿六日朝父三右衛門雅楽頭金部屋泊り番之節小使亀藏と申者為手負逃去行衛相知不申右躰にて相果申候依之行衛相尋父之敵打取申度段主人雅楽頭江相願同五午年二月廿六日大久保加賀守様へ雅楽頭より御届申達候上願之通申付御府内近邊所相尋候處昨十三日夕七ッ時過両国辺にて見当り候ニ付跡付参り候て神田橋御門外にて相糺候處之右衛門為手負候亀藏取押候者伯父九郎右衛門より申越候ニ付早速罷越相尋候處相違無之候ニ付打果申候 尤留メハ伯父九郎右衛門仕候 右之段辻番所へ御届申上候 此外可申義無御座候

酒井雅楽頭家来

山本三右衛門娘

里よ

未七月十四日

永井亀次郎殿

久保田栄次郎殿

(7) 酒井雅楽頭家来

本多意気揚家来

山本九郎右衛門

口上書

天保四己年十二月廿六日朝兄三右衛門儀雅楽頭金部屋泊番之節表小使亀藏と申者為手負逃去行衛相知不申、右躰にて相果申候 依之行衛相尋兄敵打取申度段主人意気揚より雅楽頭へ相願同五午年二月廿六日大久保加賀守様へ雅楽頭より御届申達候上願之通御申付他国致候 其後取々相尋候處昨十三日七ッ時頃両国辺にて見懸ヶ候ニ付跡付参於神田橋御門外相糺候處兄三右衛門へ為手負候亀藏ニ相違無之者申聞候間依之里よ儀酒井亀之進様ニ罷在候ニ付供之者文吉を以呼出し夫迄取不逃様手繩懸置里よ始終仕留候上にて私仕留右之段辻御番所へ御届申上候 此外可申上義無御座候

酒井雅楽頭家来

本多意気揚家来

山本九郎右衛門

未七月十四日

永井亀次郎殿

久保田栄次郎殿

(8) 酒井雅楽頭家来
庄野慈父右衛門
口上書
酒井雅楽頭家来山本三右衛門と申者天保四己年十二月廿六日朝為手負逃去候亀藏と申者行衛相尋右三右衛門倅同苗宇平同娘里よ并同家来本多意気揚の家来山本九郎右衛門と申者兄敵討取申度段相願天保五年二月廿六日大久保加賀守様へ主人より御届申達候間願之通差免為致他国候者ニ相違無御座候 宇平儀此節他国致し居合せ不申候 此外可申義無御座候
酒井雅楽頭家来
庄野慈父右衛門
未七月十四日
永井亀次郎殿
久保田栄次郎殿

(9) 本多意気揚家来
山本九郎右衛門家来
文吉
口書
天保四己年十二月廿六日主人九郎右衛門兄同苗三右衛門江酒井雅楽頭表小使亀藏ト申者為手負致出奔右仇討相願候處相済同五年二月廿六日主人九郎右衛門他国致節供致罷在候 其後取々相尋候處昨十三日夕七ツ時頃於両国辺に見懸候ニ付跡付参り於神田御門外こと相糺候處右亀藏義三右衛門ニ為手負候者ニ相違無之者申聞候 依之御寄合酒井亀之進様方に里よ罷在候ニ付迎ニ相越同道致し参り於神田橋御門外ニテ里よ并九郎右衛門右亀藏を打果申候 右之段主人九郎右衛門当辻番所へ御届ケ申上候 此外可申上義無御座候
本多意気揚家来
山本九郎右衛門家来
文吉
未七月十四日
永井亀次郎殿
久保田栄次郎殿

(10) 月番鶴殿吉之丞組合辻番人口上書
昨十三日夜八ツ時頃辻番所より西方七十間程先往来之者騒敷候ニ付罷出候處手負相果居候 且男壹人女壹人供之者壹人辻番所へ罷越候ニ付様子承り候處敵討留候由申聞候ニ付辻番所へ上ケ右三人并死骸共相番人付置頭取本多伊豫守家来吉田甚五右衛門 年番遠藤但馬守家来頼母 月番鶴殿吉之丞家来玉木勝三

郎方へ為相知候 後者早速罷出様子承り候 後者酒井雅楽頭家来山本三右衛門娘里よ 同本多意気揚家来山本九郎右衛門と申者ニて敵亀藏ニ出会候ニ付打果候者申聞候 依之亀藏死骸へ入念番人付置右三人者辻番所江上ケ入念番人付置申候
此外可申義無御座候

頭取 本多伊豫守
年番 遠藤但馬守
月番 鶴殿吉之丞
組合辻番人
林清藏
桜井啓助
小林善藏
難波清藏
原 一藏

未七月十四日
永井亀次郎殿
久保田栄次郎殿

(11) 人宿治三郎外四人口書
乍恐以書付奉申上候
神田久右衛門町二丁目家持九番組人宿治三郎 橋本町一丁目善兵衛店一番組人宿亀吉一同奉申上候 去去己年三月中私共之内亀藏下請ニ相立候 亀藏と申者治三郎寄子ニ仕酒井雅楽頭御座敷江中間奉公に指出、候 同人義同年十二月廿六日早朝子細不承欠落仕同日同刻右御屋敷御家来山本三右衛門殿義手疵を受候付、亀藏尋方私共之内治三郎方へ敵敷御申付候ニ付心当り所々相尋候後一向行衛相知不申候 然處酒井雅楽頭御家来山本三右衛門殿娘同本多意気揚殿家来山本九郎右衛門殿相違無之哉之者御尋之上為御見成候處元治三郎寄子亀藏ニ相違無御座候 尤當時私共方にて差構無之者ニ御座候間何卒御問済を下置候様奉願上候以上

神田久右衛門町二丁目代地
家主九番組人宿
五人組
治三郎
伊兵衛
橋本町一丁目喜兵衛店
一番組人宿
亀吉

天保六未年七月十四日
永井亀次郎殿
久保田栄次郎殿

(12) 閏七月十三日

酒井雅楽頭殿にて御申渡御趣

山本三右衛門娘

里よ

其方儀兼て願之通今度亡父三右衛門敵龜藏義を首尾能討果遂本意候段女性之義別て御感賞を思召候 依之亡父三右衛門跡式無相違拾四人扶持を下置拾四人扶持を下置家名相続を仰付追て以御目矩婿養子を仰付旨を仰出候 但又御席ニ御目見を仰付候間中奥へ罷出候様に申付之

山本九郎右衛門

高百石

右雅楽頭殿より主人意気揚へ目を懸可召遣者を仰出候ニ付意気揚より家来上席ニ申付之

山本宇平家来叔父九郎右衛門

ニ附添敵討果候場所ニ罷在候

文吉

右之者雅楽頭より従士ニ御取立を仰付 金四両貳分人扶持被下置之

山本宇平

右当月木曾路より立帰り候處に何之御沙汰も無之何れ隠居仕候由ニ御座候

天保六乙未年閏七月十三日

右之通落着致し候

(13) 従是主従三人ニテ敵龜藏を相尋打果候迄之於ル中始終風聞書

覚

天保四年十二月廿六日朝未明奉行山本三右衛門当番ニテ御金番致泊臥居候處外より小使之者ニ御座候由松野瑞澤様より手紙参り候門御明被下候申候ニ付、明り消有之候ニ付、明り持参候様申候得バ、廊下ニ有之候明り持参致候内、三右衛門メりを明け、明りを内江入、手紙請取披見候處無言にて後より切懸、振向テ手にて受候得共鬢先より右之手を打落され、又二ノ刀ニテ切懸候を取押可申とどろぼう〜と声懸ながら中ノ口迄追懸出、取逃申候

其騒に諸向目を覚し、打寄様子承り、先門々を差留メ可申と手配り候内ニ最早右小使門を偽り門外へ飛出申候。三右衛門へ様子相尋候處、表小使龜藏と申者之仕業ニ候由申候。三右衛門は深手に候へは中屋敷宅へも難遣、御添地に有之候縁者神戸治太夫方へ

引取らせ、早速医師を呼療治手当為致候。金部屋入口ニ落し置候刃ハ、其五七日己前作事方役所ニテ盗取候刀にて有之候由。三右衛門義ハ、心慥ニ候へ共何分にも深手、其上破傷風と相成、其日之内死去致し候。其己前より目付役之者其外小役人迄被申付江戸中ハ申不及所在迄手を分相尋候得共龜藏行衛相知れ不申候。翌天保五年春山本三右衛門倅ハ宇平、娘里よ家老本多意揚家老ハ九郎右衛門、実三右衛門弟ニテ同家故ニ相成候也。右之者共何卒親兄の敵を打果申度由相願候處、早速御聞濟有之、御暇被下同年(天保五年)二月廿六日朝蠣殻町屋敷住居を引拂出立致娘里よ共ニ同道致し打果不申と相進候得共、女の事ゆへ長の旅心遣ひニ候間、江戸表に相残り心を付可申様申含メ当時所々雇はれ相勤罷在候

九郎右衛門宇平家来壱人主従三人ニテ先上州前橋龍梅院ハ上之御菩薩所にも有之候間是へ罷出、御先祖様方へ拜礼致し、夫より近国所々相尋、信濃路より木曾街道を敵龜藏生国伊勢国と承り候間、勢州を差て罷越、町々在々相尋候へ共、駢を相分らず、似寄之者坊主ニ相成、高野山江罷越候様風聞有之候ニ付是ニテモ可有之哉と存、紀州を差て罷越、高野山近辺にて暫く逗留致して所々相尋候へ共一向ニ相分不申候ニ付、大阪へ出所々相尋夫より四国へ渡り、夫より四国中国辺相尋候内、九郎右衛門病氣にて歩行相成兼候付、大阪へ罷出、逗留致し候内に、九郎右衛門少々快気有之候間、宇平義ハ共ニ足を留候ても無益之事ニ得門、家来一人付置、大阪出立致候其後宇平一向に便り無之、九郎右衛門義追々快気之趣、相歎罷在候処へ、風と何方より差越候哉、江戸表より手紙到来、兼て病氣付候と、江戸親類共へ大阪逗留之趣を申遣置候へは宿へ差て手紙到来致し候。早速披見候處敵龜藏江戸之内ニ罷在候由風聞有之候間早々相下り候様可致旨申越候

然る處宇平何方を相廻り居候哉相知不申何日頃帰可申哉歸り之程も不知相待候事も不相成候ニ付、江戸表より手紙にて申越候趣を書状に認め所々心当り之處へ差出置、六月下旬(天保六年)に大阪を出立致し、病後故ニ道不果、漸当七月十一日(天保六年)ニ江戸へ着致し先三右衛門菩薩所へ佛参致し右之寺ニ逗留、同(天保六年七月)十三日心願有之候ニ付、浅草観音へ参詣致し夫より七ッ時過兩國辺通り懸り候處右敵龜藏と見請候ニ付、直ニ取押不申と存候得共往来繁しき場所万一人違にても有之候ては如何と存、段々跡を附参り神田橋御門外護持院の原へ参り候處往来も少く相成候ニ付、能々見受候處龜藏ニ相違も無之候間取押

兼て用意の繩を出し縛り置 里よ義当時お茶の水高
三千石にて酒井亀之進様方に雇はれ居候間、家来之
者ニ申付右之次第ヲ申遣し候處取物も取あへず罷越
候ニ付、夫より繩をとき、左り之手をねじあげ候處
りよ向へ相廻り其前より肩先を切さげ二ノ刀ハ不覚
三ノ刀腹へ突通申候、留メは九郎右衛門差申候

右之始末神田橋御門外本多伊豫守様頭取辻番所へ
罷越、相届申候。十三日(天保六年七月)夜八ッ時前之事に
御座候

右敵討落着終 天保六乙未年閏七月
藤岡屋日記

尚、藤岡屋日記所収の、前述本庄茂平次を討った
熊谷の敵討は、最初に

一橋門外堀端讐討

とあり、巻末には

弘化三年丙午年十一月十九日
護持院ヶ原敵討落着

とある。

〔結 び〕

私は藤岡屋日記と山本復讐記と鷗外の「護持院原
の敵討」を読み較べてみて、鷗外は藤岡屋日記は見
なかったのではなかろうかと推察するに至った。し
かしまた、もし鷗外が藤岡屋日記を見ていたら、作
品は別のものになっていたであろうと確信する。そ
の検討は後日の研究課題とするが、私の確信をもつ
に至った根拠の先づ第一は、山本復讐記は九郎右衛
門の側から語られた手柄話をより面白く「実録物風」
(尾形働氏の言)に作り、お話になり過ぎており、
史料というよりは街談巷語に近いこと。史料の尊重
を第一として創作した鷗外が、もし兩者をつき合わ
せていたならば、「真名本」に近い藤岡屋日記に拠っ
たであろうこと。第二に、敵討に一步遅れて江戸に
帰りつき、周囲から全く無視された宇平に言及せぬ
筈はないこと、である。そして山本復讐記のような
巷説的史料に拠ったことへの反省が、のちの史伝物
を書かせた原動力となったと考える。このような反
省は、鷗外の他の歴史小説作成上でも経験したのか
もしれず、鷗外が歴史小説から史伝へ転回した経緯
を探る参考になるであろうと考えるのである。

参 考 文 献

- 尾形 侑 「森鷗外の歴史小説」 筑摩書房
昭54年12月
山崎 一穎 「森鷗外・歴史小説研究」 桜楓社
昭56年10月
蒲生 芳郎 「鷗外の歴史小説 その詩と真実」
春秋社 昭58年5月